

## 赤間駅自動車駐車場 利用案内・利用規約

### I 利用案内

- 1 利用対象 本駐車場を利用できる車両は、次に掲げる区分に応じ、以下に定める基準を満たすものとします。

- (1) 長さ 5.00メートル未満
- (2) 幅 2.00メートル未満
- (3) 高さ 2.10メートル未満

なお、駐車場の施設、設備又は駐車区画などに適合しないものは、利用をお断りします。

- 2 利用日 年中無休

ただし、施設の点検、修繕、工事、災害及びその他駐車場の管理上、駐車場の全部又は一部の利用を休止、又は制限することがあります。

- 3 利用時間 24時間

- 4 利用期間 一回の利用につき最大14日間

ただし、利用者から利用期間の延長の申出があった場合において、駐車場の利用状況、その他の事情を考慮して引き続き駐車場の利用が適当であると管理者が認めたときは、利用期間を延長することができます。

### 5 利用料金

| 名称                      | 金額                                                       |
|-------------------------|----------------------------------------------------------|
| 赤間駅南口・北口駅前<br>広場自動車駐車場  | 30分までは無料。ただし、30分以降は入場した時間から1時間ごとに100円。                   |
| 赤間駅北口第1・第2・<br>第3自動車駐車場 | 30分までは無料。ただし、30分以降は入場した時間から1時間ごとに100円。ただし、24時間以内は最大500円。 |

※利用料金の詳細については、駐車場内の料金表示をご確認ください。

### 6 利用方法

- (1) 入場時及び出場時は、場内の案内表示に従ってください。
- (2) 駐車するときは、指定された駐車区画内に正しく駐車してください。
- (3) 駐車場内では、徐行し、歩行者及び他の車両に十分注意してください。

- (4) 駐車料金は、所定の方法によりお支払いください。
- (5) 駐車券を使用する駐車場では、入場時に発行された駐車券をお取りください。
- (6) 駐車場内においては、管理者の指示及び場内の案内表示に従ってください。
- (7) 料金未納は、無許可使用となります。料金未納期間が2週間を超えた場合は、車体に警告札を貼付し、貼付日から超過日数分の一時利用料金を徴収します。

## 7 券の取扱い方法

- (1) 駐車券は紛失しないようご注意ください。
- (2) 駐車券は、折り曲げたり、磁気に近付いたりしないでください。機械で読み取りができなくなります。
- (3) 駐車券の貸借、転売はできません。判明した場合は、券を無効とし利用をお断りします。

## 8 券の再発行 一時利用券を破損した際は再発行に応じますが、紛失した場合には応じません。

## 9 利用上の注意

- (1) 駐車中は、車両を施錠するなど、盗難防止に必要な措置を講じてください。
- (2) 車内に貴重品、その他の物品を放置しないでください。
- (3) 駐車場内で車両の修理、整備、洗車等を行わないでください。
- (4) 駐車場内での事故、盗難、物品の紛失等には一切責任を負いませんので十分にご注意ください。
- (5) その他、駐車場の利用にあたっては、利用規約を遵守してください。

## II 利用規約

- 1 基本事項 利用者は、宗像市自動車駐車場条例、同条例施行規則その他関係法令を遵守するとともに、本利用規約に従って駐車場を利用してください。
- 2 禁止行為 駐車場内では、次の行為を禁止します。
  - (1) 駐車区画以外の場所に駐車すること。
  - (2) 他の利用者又は管理者に迷惑を及ぼし、又は危険を生じさせること。
  - (3) 駐車場の施設、設備その他の物件を故意に汚損、破損又は滅失すること。
  - (4) 爆発物、引火性物質その他の危険物を持ち込むこと。
  - (5) 悪臭を発する物品その他他の利用者に不快感を与える物品を持ち込むこと。
  - (6) 駐車場内で、物品の販売その他の営業行為を行うこと。
  - (7) 許可なく、チラシ、ビラその他の印刷物を配布し、又は広告、宣伝、勧誘等を

行うこと。

- (8) 駐車場で火気を使用すること。
- (9) 駐車場で車両の修理、整備、洗車等を行うこと。
- (10) 駐車場で飲酒し、又は他の利用者に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (11) 駐車料金を支払わずに出場することその他不正な方法により駐車場を利用すること。
- (12) 自動車車検証の有効期限が満了した車両を駐車すること。
- (13) 道路運送車両法その他関係法令に適合していない状態の車両を駐車すること。
- (14) 管理者の指示に従わないこと。
- (15) その他、駐車場の管理及び運営に支障を及ぼす行為をすること。

### 3 長期間駐車等の取扱い

当自動車駐車場は、一時的な駐車場所を提供するための施設であり、自動車等を預かったり保管したりする施設ではありません。

駐車場内において、長期間にわたり車両を駐車し、又は放置することはできません。管理者が、管理上又は駐車場の適正な利用に必要があると認める場合は、利用者又は車両の所有者等（自動車の所有権、占有権又は使用权を現に有する者又は最後に有した者及び自動車を放置した者又は放置させた者）に対し、車両の移動その他必要な措置を求めることがあります。

### 4 車両の移動等

利用者が、この利用規約に違反した場合又は次のいずれかに該当する場合は、管理者は、利用者又は車両の所有者等に対し、駐車場の利用中止及び車両の移動を求めることがあります。

- (1) 駐車区画以外の場所に駐車している場合
- (2) 駐車場の施設又は設備の維持管理上必要がある場合
- (3) 工事、修繕、点検その他駐車場の管理上必要がある場合
- (4) 災害、事故その他緊急の対応が必要な場合
- (5) 長期間にわたり駐車し、又は放置されている場合
- (6) 禁止行為に違反した場合
- (7) その他、駐車場の管理上必要があると認められる場合

### 5 施設等の損害

利用者が故意又は過失により、駐車場の施設、設備その他の物件を汚損、破損又は滅失した場合は、その損害を賠償していただくことがあります。

6 事故及び盗難等の責任

駐車場で発生する事故及び盗難等について責任は一切負いません。

7 災害等による損害

地震、台風、洪水、落雷その他の自然災害、火災、停電その他不可抗力により、車両その他の物品に損害が生じた場合の責任は一切負いませんので十分ご注意ください。

8 管理者の指示

利用者は、駐車場の適正な管理及び安全な利用を確保するため、管理者が行う指示に従ってください。

9 規約の変更

この利用規約は、駐車場の管理上必要がある場合、変更することがあります。

10 その他

この利用規約に定めのない事項については、管理者の指示に従ってください。

|       |                    |
|-------|--------------------|
| 施設管理者 | 宗像市                |
| 指定管理者 | (公社) 宗像市シルバー人材センター |

施行日 令和8年9月11日